職員組合交渉概要	
交渉日時	平成 29 年 3 月 13 日 (月) 17:30~17:50
	・議員発議による一般職職員の給与に関する条例の改正
提案概要	に伴う給料表の改正について
	(再任用職員の給料格付けの変更について)
労使の別	主張の要旨
組合	再任用職員の給料表について、議員発議により改正が行われるという話が
// <b></b> [2]	出てきていると聞いている。事実関係等説明を求める。
市	再任用職員の給料格付けについては、昨年度まで、定年退職前に行政職
	給料表7級、6級であった職員を、それぞれ1級下位の給料級で再任用し
	ていた。
	この格付けについては、市議会一般質問の中で「給料額が高額すぎる。」 との指摘があり、市長からも処遇について再検討するよう指示があった。
	このようなことから、平成29年度からは、行政職給料表4級で再任用す
	るよう 12 月に改正を行っている。
	この改正は、これまでの管理的立場から、今後は、班の一員となり、
	班長職の指揮下に入る中で、班長をサポートしながら、実務部隊とな
	りつつ、これまで培ってきた経験等を後進に伝えながら、活躍しても
	らいたいという趣旨で行ったものであり、対象者についても説明会を
	実施したところである。
	しかしながら、本改正内容では不十分だと考えている議員の方々がおり、業長な業により、飢嗽嗽量の公長に関する名類の表面が担策され、公
	り、議員発議により一般職職員の給与に関する条例の改正が提案され、給 料表の改正が行われる見込みはある。
	改正内容としては、行政職給料表の再任用職員部分について、平成 29
	年度から、4級以上の欄の額を削るものになると想定している。
	市当局としても、給料表の改正は、職員組合との交渉事項であると認識
	しており、職員組合との交渉を経ない形での給料表の改正については、可
	能な限り避けたいと考えている。
組合	条例の施行日が来月4月ということで、当然のことながら、再任用職員
	も既に生活設計をしている中、このような動きがあることは容認できない と考えている。
	- こうんくいる。 - そもそも、職員の生活に関することなので、労使交渉を経る必要がある
	という点を強く主張したい。
	このままこのようなことが、既成事実となってはならないと考えてい
	る。
	組合としても、この動きを防ぐために活動したいと考えているので、市
+	としても努力して欲しい。 条例改正案の提案は、来週の市議会最終日と思われるので、その日まで
市	条例改正条の提条は、米週の中議会策終日と思われるので、その日まで     努力していく。
	71/10 (* 10